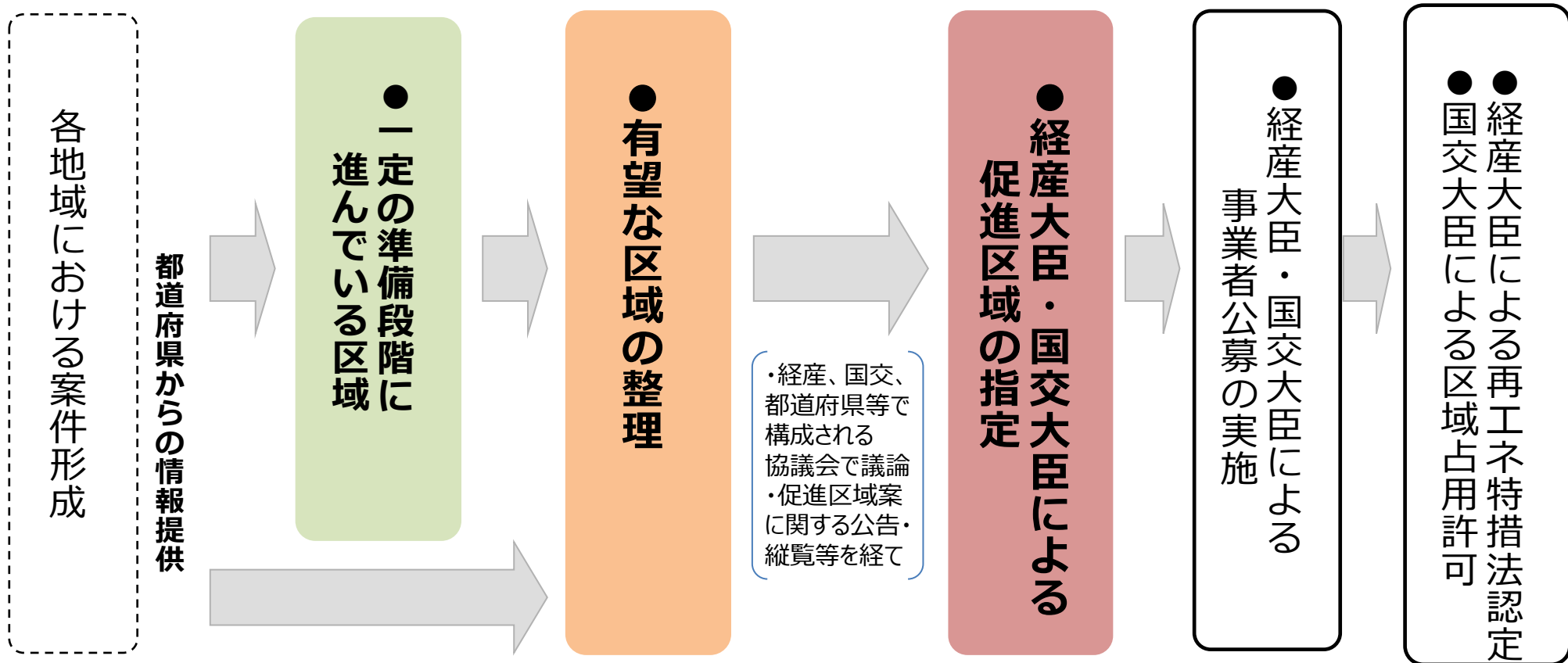


再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ



有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

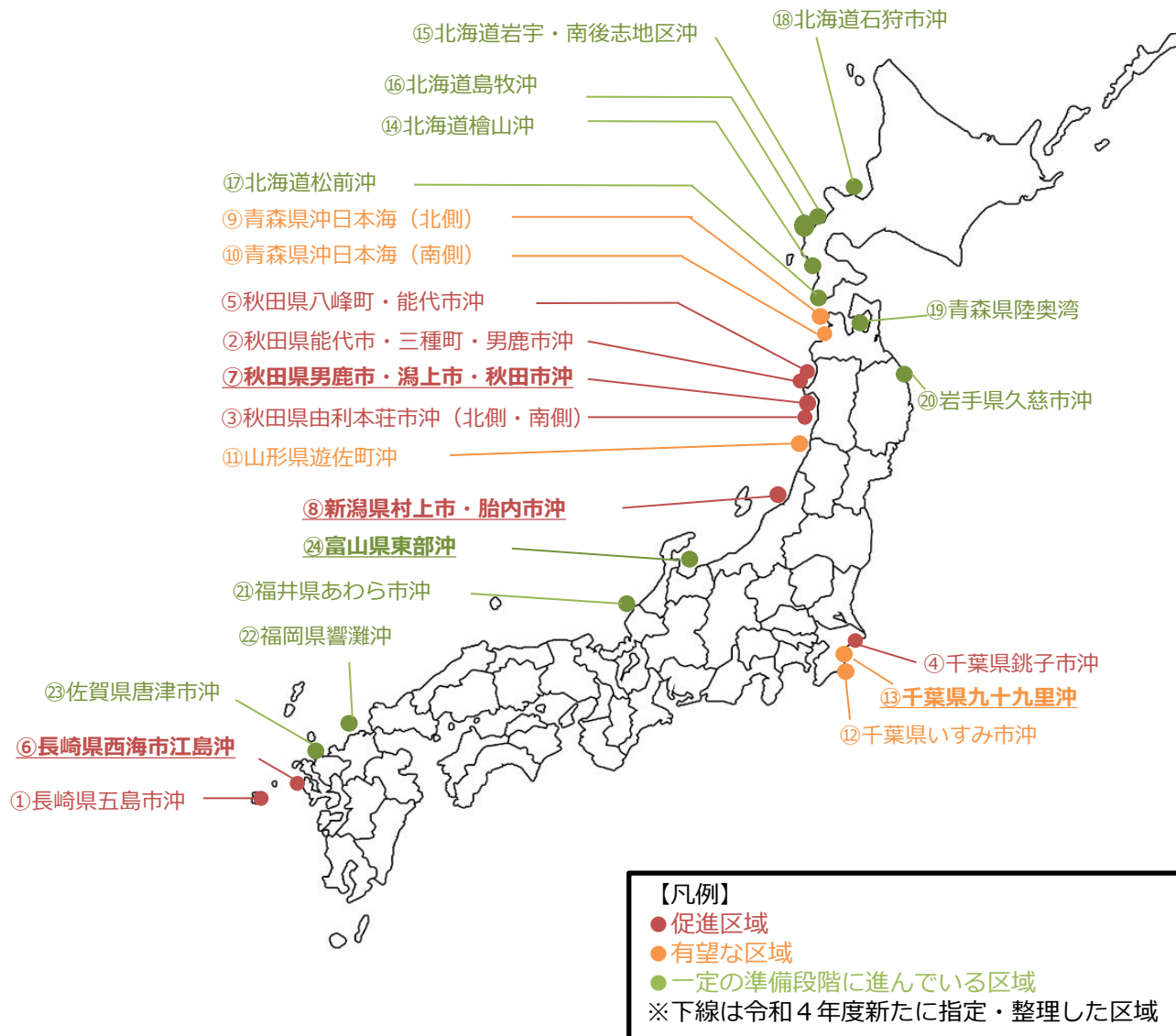
- (1) 促進区域の候補地があること
- (2) 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- (3) 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

促進区域の要件（再エネ海域利用法）

- (1) 自然的条件が適当で発電設備出力が相当程度見込まれること。
- (2) 航路等へ支障を及ぼさないこと
- (3) 港湾との一体的な利用が可能であること
- (4) 系統の確保が適切にみこまれること。
- (5) 漁業への支障を及ぼさないことが見込まれること
- (6) 他法令で指定された海域、水域（漁港区域や港湾区域、海岸保全区域等）と重複しないこと

再エネ海域利用法の案件形成状況

促進区域、有望な区域等の指定・整理状況
(2022年9月30日)



区域名	
促進区域	事業者選定済
	①長崎県五島市沖（浮体）
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖
	④千葉県銚子市沖
有望区域	⑤秋田県八峰町・能代市沖
	⑥長崎県西海市江島沖
	⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖
	⑧新潟県村上市・胎内市沖
	⑨青森県沖日本海（北側）
一定の準備段階に進んでいる区域	⑩青森県沖日本海（南側）
	⑪山形県遊佐町沖
	⑫千葉県いすみ市沖
	⑬千葉県九十九里沖
	⑭北海道檜山沖
⑯北海道岩宇・南後志地区沖	
⑰北海道松前沖	
⑱青森県陸奥湾	
⑲青森県陸奥湾	
⑳岩手県久慈市沖	
㉑福井県あわら市沖	
㉒福岡県響灘沖	
㉓佐賀県唐津市沖	
㉔富山県東部沖	
㉕富山県東部沖（着床・浮体）	